

◎新潟県告示第496号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、燕市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。  
平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月15日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	燕市分水公民館	燕市全域
5月16日（火）		燕市吉田産業会館	
5月17日（水）	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	燕市総合文化センター	
5月18日（木）			
5月19日（金）			
5月22日（月）			
5月23日（火）			
5月24日（水）	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者
5月25日（木）			特定計量器検定検査規則 （平成5年通商産業省 令第70号）第39条第1項 に規定する特定計量器
5月26日（金）			
5月29日から平成 30年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、平成30年1 月2日、1月3日を 除く。			

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会